

別紙

諮問第1144号

答 申

1 審査会の結論

本件一部開示決定は、妥当である。

2 審査請求の内容

本件審査請求の趣旨は、東京都情報公開条例（平成11年東京都条例第5号。以下単に「条例」という。）に基づき、審査請求人が行った「『平成〇年〇月〇日付〇〇高第〇号 一部開示決定』に対する異議申立てについての検討又は協議において、東京都立〇〇高校が東京都教育庁総務部総務課に送付した文書（メールも含む）（平成28年5月14日～平成29年12月26日）」の開示を求める本件開示請求に対し、東京都教育委員会が平成30年1月24日付けで行った本件一部開示決定について、その取消しを求めるというものである。

3 審査請求に対する実施機関の説明要旨

実施機関は、本件開示請求に対し、対象公文書として特定した2件のメール文書以外は、請求の対象となる公文書を作成及び取得しておらず、存在しないとして、本件一部開示決定を行ったものである。

4 審査会の判断

(1) 審議の経過

本件審査請求については、平成30年4月2日に審査会へ諮問された。

審査会は、平成30年9月25日に実施機関から理由説明書を、同年10月30日に審査請求人から意見書を收受し、令和2年10月22日（第211回第一部会）から同年11月26日（第212回第一部会）まで、2回の審議を行った。

(2) 審査会の判断

審査会は、本件審査請求に係る公文書、審査請求人の審査請求書、反論書及び意見書

における主張並びに実施機関の弁明書及び理由説明書における主張を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

ア 本件一部開示決定について

本件開示請求は、東京都立〇〇高等学校（以下「本件高校」という。）が主務課として行った一部開示決定に対する異議申立てへの対応に関し、平成 28 年 5 月 14 日から平成 29 年 12 月 26 日までの間（以下「本件対象期間」という。）に、本件高校が東京都教育庁総務部総務課（以下「総務課」という。）へ送付した文書の開示を求めるものである。

実施機関は、本件開示請求に対し、「メール文書（送信日時：2016 年 6 月 7 日火曜日 9 時 16 分）」（以下「本件対象公文書 1」という。）及び「メール文書（送信日時：2017 年 11 月 22 日水曜日 12 時 47 分）」（以下「本件対象公文書 2」という。）を対象公文書として特定し、本件対象公文書 1 及び 2 に記載された異議申立人の氏名、開示請求の内容に関する情報、異議申立ての内容に関する情報及び職務遂行以外の情報（以下「本件非開示情報 1」という。）については条例 7 条 2 号に、職員のメールアドレス（以下「本件非開示情報 2」という。）については同条 2 号及び 6 号に、異議申立てに対する対応方針に関する情報（以下「本件非開示情報 3」という。）については同条 5 号及び 6 号にそれぞれ該当することを理由として非開示とする本件一部開示決定を行った。

審査請求人は、審査請求書等において、本件開示請求と並行して、本件対象期間に総務課が本件高校へ送付した文書の開示請求を行ったところ、13 件のメール文書が対象公文書として特定されたことから、本件開示請求に対して実施機関が特定した対象公文書は不足していると主張している。

そこで、審査会は、本件対象公文書 1 及び 2 の特定の妥当性並びに本件非開示情報 1 から 3 の非開示の妥当性について、審議する。

イ 本件対象公文書 1 及び 2 の特定の妥当性について

審査会が見分したところ、本件対象公文書 1 及び 2 は、本件高校が主務課として行った一部開示決定に対する異議申立てへの対応に関する文書の案文を添付して、本件高校が総務課へ送付したメール文書であることが認められる。

また、実施機関から、前記アで審査請求人が主張する 13 件のメール文書の提供を受け、本件対象公文書 1 及び 2 と併せて内容を見分したところ、平成 28 年 6 月頃、本件高校と総務課との間で異議申立てへの対応に関するやりとりがあった後、同年 7 月以降、総務課から本件高校に対して諮問手続に関する依頼及び数度にわたる催促を行ったが本件高校からの返信がなく、平成 29 年 11 月に至って、本件高校から総務課に対して諮問手続に関する返信があったという経緯が確認された。

この経緯を踏まえると、本件開示請求にかなう公文書は本件対象公文書 1 及び 2 以外に存在しないとの実施機関の説明は首肯できるものであり、他にその存在を認めるに足りる特段の事情も見当たらないことから、実施機関による対象公文書の特定は、妥当である。

#### ウ 本件非開示情報 1 から 3 の非開示妥当性について

##### (ア) 本件非開示情報 1 について

本件非開示情報 1 のうち、異議申立人の氏名、開示請求の内容に関する情報及び異議申立ての内容に関する情報は、当該異議申立人の個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものであると認められることから、条例 7 条 2 号本文に該当し、その内容及び性質から、同号ただし書のいずれにも該当しない。

次に、本件非開示情報 1 のうち、職務遂行以外の情報として実施機関が非開示とした情報は、審査会が見分したところ、職員の私事に触れる内容が記載されたものであり、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものであると認められることから、条例 7 条 2 号本文に該当する。また、職務遂行に係る情報ではないことから、同号ただし書には該当せず、その内容及び性質から、同号ただし書イ及びロにも該当しない。

したがって、本件非開示情報 1 は条例 7 条 2 号に該当し、非開示が妥当である。

##### (イ) 本件非開示情報 2 について

本件非開示情報 2 は、職員の個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものであると認められることから、条例 7 条 2 号本文に該当する。また、法令等の規定や慣行により公にされている情報ではないことから、同号ただし書イには該当せず、その内容及び性質から、同号ただし書ロ及びハにも該当しない。

したがって、本件非開示情報2は条例7条2号に該当し、同条6号該当性を論じるまでもなく、非開示が妥当である。

(ウ) 本件非開示情報3について

本件非開示情報3は、審査会が見分したところ、本件高校が主務課として行った一部開示決定に対する異議申立てについて、実施機関としての対応の案が記載されたものであり、個別の異議申立て事案に関する検討段階の情報であることが確認された。これらの情報が公にされることとなると、今後同種の事務に関し、意思決定の過程で外部からの介入がなされるなどのおそれがあり、当該事務の性質上、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められることから、本件非開示情報3は条例7条6号に該当し、同条5号該当性を論じるまでもなく、非開示が妥当である。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

樋渡 利秋、安藤 広人、塩入 みほも、寺田 麻佑